

豊島区多文化共生推進基本方針

平成31（2019）年3月

豊島区

用 語 解 説

※ 多文化共生とは、「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」

(『多文化共生の推進に関する研究会報告書』平成18(2006)年 総務省)

※ 本方針の中では、調査名や出典資料に記載されている文言を引用する場合を除き「外国人」という言葉は使用せず、下記のように定義しています。

◇ 「区民」

豊島区内に住む人、区内で働く人もしくは学ぶ人

◇ 「日本籍区民」

国籍が日本である区民

◇ 「外国籍区民」

国籍が日本以外の区民

◇ 「外国にルーツを持つ日本籍区民」

①届出により日本の国籍を取得した区民

②親の両方、またはいずれかが外国出身者である日本の国籍を持つ区民

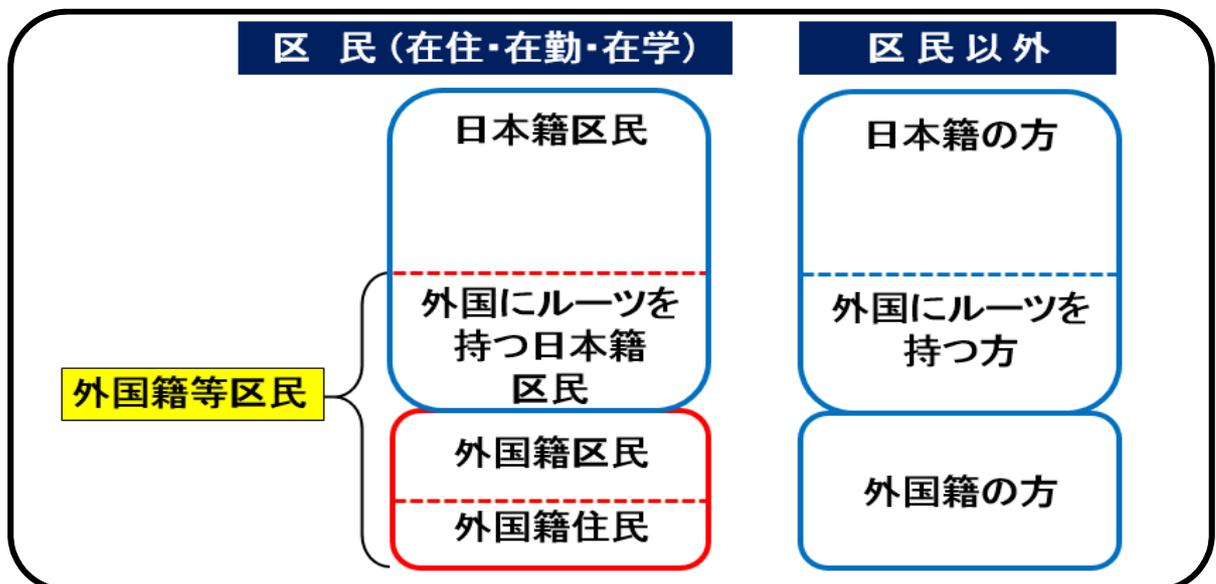
◇ 「外国籍住民」

「外国籍区民」のうち、豊島区に住民登録をしている人

◇ 「外国籍等区民」

「外国籍区民」および「外国にルーツを持つ日本籍区民」

本方針の中で用いる言葉の定義



目 次

I	基本方針の策定にあたって	4
1	策定の背景	4
2	基本方針の位置づけ	4
II	現状と課題	5
1	外国籍住民の状況	5
2	主な課題	6
III	多文化共生の基本理念	6
IV	多文化共生の基本施策	7
1	外国籍等区民の暮らしへの支援	7
(1)	言語・ルール等の学習の支援	7
(2)	情報提供の仕組みの構築	7
(3)	支援団体等との連携	7
2	共生意識の醸成と交流の促進	8
(1)	意識の啓発	8
(2)	交流の推進	8
3	外国籍等区民の活躍の支援	8

I 基本方針の策定にあたって

1 策定の背景

多文化共生について、総務省による『多文化共生の推進に関する研究会報告書』（平成18（2006）年）では、国籍等の異なる人々が、互いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくことと定義しています。

豊島区では、海外からの観光客が多く訪れるのみならず、外国籍住民も増加の一途を辿っています。これまでも多様な人々を受け入れながら都市として発展してきた歴史をもつ本区において、近年、ベトナムやネパール、ミャンマーの国々のほか、アジア諸国出身の区民が、急速に増えています。

そのため、従来行ってきた英語・中国語・ハングル（韓国・朝鮮語）による情報提供のあり方や日本語学習支援などについても内容や方法の見直しについて再検討する必要性に迫られています。

また、これまでの「支援」を中心にした外国籍等区民への対応のあり方のほか、共生の視点から、受け入れる地域住民の側にも「理解」「対話」「寛容」などの要素が重要になりつつあります。

多文化共生の推進には、異文化間における相互識別から相互理解に繋げていくための諸施策が、相互に連携し合うことにより、多文化共生に係る環境整備への需要がますます高まることが想定されます。

その中で、外国籍等区民の方が日本語を習得し、日本文化への理解を深めるとともに、日本籍区民には、外国籍等区民がもつ固有の生活文化を受けとめる寛容さが求められるなど、双方の意識を啓発しつつ、共生の理解につなげていくことが課題になっています。

そのため、本区では、外国籍等区民への対応や異文化交流のあり方も含めた多文化共生推進基本方針を策定することとしました。

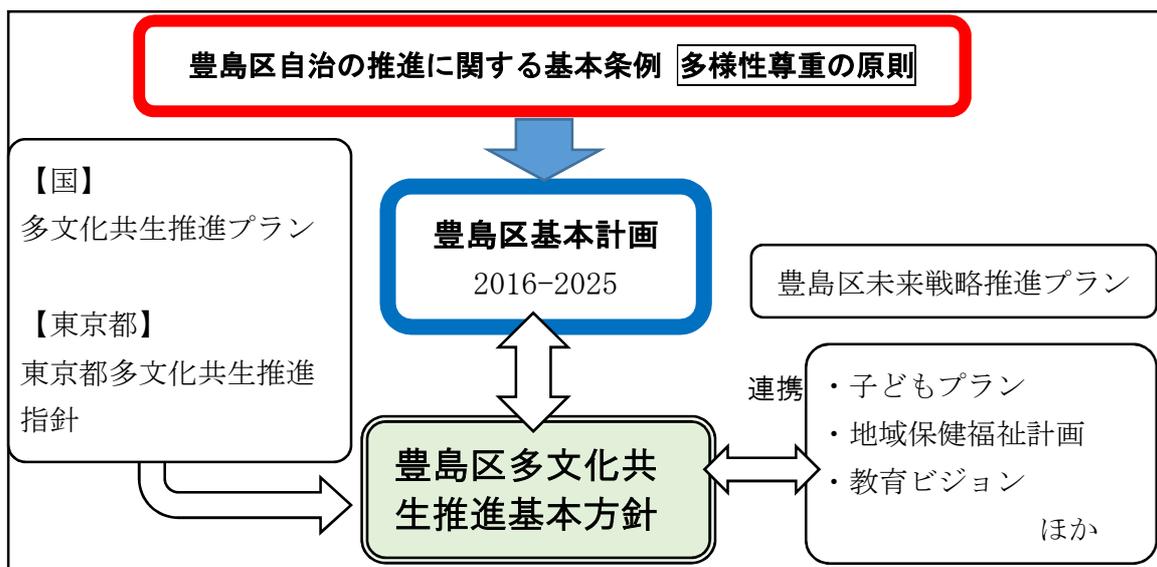
なお、本区の「自治の推進に関する基本条例（平成18（2006）年条例1号）」においては、「多様性の尊重」を基本原則に掲げています。

そのなかで、国の多文化共生の定義や本区の外国籍住民が全住民の1割を超えている現状を踏まえ、外国籍区民及び外国にルーツを持つ日本籍区民の方々に焦点を当てて、多文化共生に係る検討を行いました。

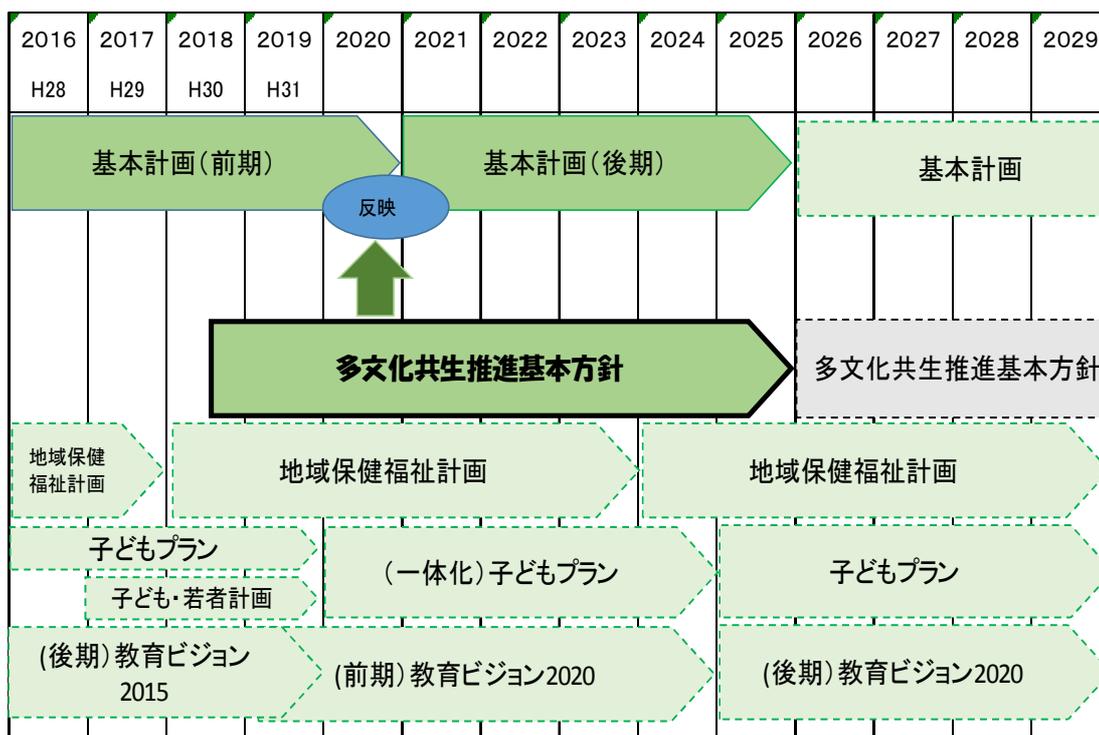
2 基本方針の位置づけ

本基本方針は、上位計画である『豊島区基本計画2016-2025』に基づき、豊島区における多文化共生施策を見直し、さらに推進していくためのものです。

基本方針の位置づけ



関係する計画の期間等



II 現状と課題

1 外国籍住民の状況

豊島区では、アジア諸国出身者、20歳代、留学生、単身世帯の外国籍住民が多い状況となっています。ここ数年では、毎年、約2,000人を超える数で増加しています。また、外国籍住民の多国籍化（100か国以上）も進んでいます。

- 外国籍住民数：30,384人、総人口の10.5%（2018.11.1現在）
- 国籍別外国籍住民数（人）
 - ・中国(14,323)、ベトナム(3,631)、ネパール(3,463)、韓国及び朝鮮(2,654)、ミャンマー(2,269)、フィリピン(515)、米国(439)、タイとフランス(285)、バングラデシュ(273)の順に多くなっている
 - ・直近の6年間においては、ベトナム国籍の住民数は約13倍、ネパール国籍の住民数は約5倍、ミャンマー国籍の住民数は約2倍になっている
 - ・外国籍住民の居住地域は池袋が最も多く、次いで東池袋、北大塚の順
 - ・年齢構成別の住民数と割合：20～29歳が最も多く、住民数の約半数
 - ・在留資格：「留学」が最も多く、外国籍住民の約半数近い割合となっている
 - ・在留期間：「1年以上2年未満」が最も多く、次いで「3年以上5年以下」
 - ・世帯人数別外国籍住民世帯数：単身世帯が8割以上

2 主な課題

- 外国籍等区民、特に英語、中国語、ハングル（韓国・朝鮮語）以外の言語を使う区民）や来日間もない外国籍等区民に必要な生活情報が届いていない。
- 来日して間もない外国籍等区民は、日常生活に関わるルールや制度（ごみの分別、税金、国民健康保険等）を理解し、さまざまな手続きを行うことが難しい状況にあるため、地域住民とのあつれきが生じる原因となる。
- 同じ国籍等の区民によるコミュニティだけで生活や仕事が完結するため、交流する必要性を感じず、日本人と共生する意識が生まれない状況が一部に見られる。

Ⅲ 多文化共生の基本理念

多文化共生のまちの実現

- ・国籍や人種を問わず、区民は多様な価値観をもっています。外国人を含めた多様な区民が、互いに尊重し安心して暮らせる多文化共生を推進し、豊かなコミュニティの形成を図ります。
- ・国籍や人種の違いを超え、地域社会の構成員として共生していく取り組みを推進します。

（『豊島区基本計画 2016-2025』より引用）

IV 多文化共生の基本施策

1 外国籍等区民の暮らしへの支援

(1) 言語・ルール等の学習の支援

日本語教室などによる日本語の学習は、外国籍等区民にとって、日本社会の入り口となる大変重要なものです。

そこでは、日本語の習得とあわせて、日本で生活するために必要な日本の制度やルール等についての理解も望まれます。

それは、外国籍等区民が区民としての責任や権利を自覚するためのシティズンシップ教育でもあります。

その推進に向けて、外国籍等区民が就労や通学などの生活リズムに合わせて通えるように日本語学習機会等を増やしていきます。

また、そのためにボランティアなどの区民の参加を支援していきます。

(2) 情報提供の仕組みの構築

区が提供する情報について、近年における東アジア以外のアジア諸国からの転入者の増加に対応した多言語による発信を検討していきます。

それとともに、SNS等を含む多様なツールを活用した情報発信の手段も併せて検討していきます。

さらにきめ細かく情報が届くよう、キーパーソンとなる区民や関係団体と連携をしていきます。

特に、災害時の外国籍等区民への情報伝達支援や被災者ニーズを区に伝えることのできる人材の育成を検討していきます。

(3) 支援団体等との連携

外国籍等区民への支援の強化に向けて、区内の日本語教室や支援団体等の間のネットワークづくりを支援するとともに連携を図ります。

また、外国籍等区民が誰でも気軽に情報を得られるように、区のサービスや日本語教室、支援団体等に関する情報発信を強化していきます。

2 共生意識の醸成と交流の促進

(1) 意識の啓発

幼少期から多文化共生を受け入れる教育を行うことで、国際感覚豊かな人材を育成していきます。

また、異文化に関する理解を深め、外国籍区民と日本籍区民が共生するための意識を醸成する取り組みを促進していきます。

(2) 交流の推進

外国籍等区民が文化交流事業（音楽、絵画、踊り、食文化等）を通じて、区や地域の行事に積極的に参加できる機会を創出します。

また、外国籍等区民のコミュニティと日本社会との交流ポイントとして、既存の地域拠点（区民ひろば）や文化拠点（図書館や地域文化創造館）などを活用するとともに、交流型の言語学習を推進していきます。

3 外国籍等区民の活躍の支援

交流と情報交換を行う場を設けたり、国籍等の異なる住民相互の理解促進を目的とし、双方の習慣の紹介や文化交流の機会を増やしたりするなど、地域における取り組みを支援します。

また、外国籍区民のコミュニティと連携し、同じ区民として地域の課題の共有を促していきます。

豊島区多文化共生推進基本方針

平成 31（2019）年 3 月 21 日

発行 豊島区政策経営部

企画課多文化共生推進担当

〒171-8422 豊島区南池袋 2-45-1